

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	6 - 関東 1 - 1
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 4 月17日
【会社名】	株式会社三井住友銀行
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 福 留 朗 裕
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	東京(03) 3282-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部ダイレクター 滝 澤 倫 人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
【電話番号】	東京(03) 3282-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務企画部ダイレクター 滝 澤 倫 人
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第60回無担保社債(社債間限定同 順位特約付)(3年債) 35,000百万円
	第61回無担保社債(社債間限定同 順位特約付)(5年債) 70,000百万円
	第62回無担保社債(社債間限定同 順位特約付)(7年債) 25,000百万円
	第63回無担保社債(社債間限定同 順位特約付)(10年債) 20,000百万円
	計 150,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	2024年7月5日
効力発生日	2024年7月14日
有効期限	2026年7月13日
発行登録番号	6-関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 1,000,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 実績合計額 減額総額)

1,000,000百万円

(1,000,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 実績合計額 + 償還総額 減額総額)

円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 【社債管理者を設置しない場合】

## 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

銘柄	株式会社三井住友銀行第60回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金35,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金35,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.749%
利払日	毎年4月24日及び10月24日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2026年10月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月24日及び10月24日に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2029年4月24日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は2029年4月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>本社債には以下の財務上の特約を付する。</p> <p>(1) 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第61回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第62回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第63回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 本欄(1)により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当行はR & IからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I:電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、以下の期限の利益喪失に関する特約を付する。

(1) 当行は、次の各場合本社債に関し期限の利益を失う。

当行が別記「利息支払の方法」欄1及び「償還の方法」欄2の規定に違背し、7日が経過してもこれを履行または解消できないとき。

当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当行が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当行が社債を除く債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当行が第三者の社債またはその他の債務のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、いずれの場合も当該債務の合計額(邦貨換算額)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、またはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の決定もしくは命令を受けたとき。

(2) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当行は遅滞なく本社債の社債権者に公告する。

(3) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息の支払期日から期限の利益喪失日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払が行えない場合には、当行は適用ある法令上支払うことが可能となり次第、本社債の社債権者に公告する。

#### 4 社債管理者の不設置

(1) 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置しない。

(2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。

(3) 本(注)4(1)の規定にかかわらず、当行は社債管理者を設置せずに発行した本社債に関して、社債管理者を設置することができる。この場合、当行は、社債権者集会において、当該社債管理者との間で締結する社債管理委託契約を承認する旨の決議を得るものとする。

#### 5 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 6 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 7 社債要項の変更

本社債の社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 9 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、当行がこれを取扱う。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	27,300	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,500	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	700	
計		35,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当行は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社であるS M B C 日興証券株式会社の親法人等に該当する。当行及びS M B C 日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社である。当行は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

当行は、独立引受幹事の選定にあたり、大和証券株式会社は当行及び主幹会社と資本及び人的関係において独立性を有しており、また大和証券株式会社は引受業務の経験、主幹会社としての実績を多く有するとともに、社債に係る主幹会社の実績を多く有するなど、引受業務に十分な経験を有していること等を総合的に検討して決定している。

独立引受幹事は、幹事会社であるとともに、次のとおり主幹会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担っている。

発行価格等の決定にあたっては、主幹会社及び独立引受幹事との間で協議が行われること

独立引受幹事が、主幹会社が行った引受審査の内容または発行価格等の決定が不適切であると判断した場合は、引受けを行わないこととする旨の契約を締結しており、主幹会社及び独立引受幹事の協議にあたっては、独立引受幹事の意見も反映される仕組みとなっていること

独立引受幹事自身も引受審査を行うとともに、主幹会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行うこと

独立引受幹事が発行価格等の決定に関与し、その妥当性についても確認を行うこと

なお、独立引受幹事が当該役割を担ったことに伴う追加的な手数料等の支払はない。

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社三井住友銀行第61回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金70,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金70,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年2.113%
利払日	毎年4月24日及び10月24日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2026年10月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月24日及び10月24日に各その日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2031年4月24日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は2031年4月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>本社債には以下の財務上の特約を付する。</p> <p>(1) 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第62回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第63回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 本欄(1)により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当行はR & IからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I:電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、以下の期限の利益喪失に関する特約を付する。

(1) 当行は、次の各場合本社債に関し期限の利益を失う。

当行が別記「利息支払の方法」欄1及び「償還の方法」欄2の規定に違背し、7日が経過してもこれを履行または解消できないとき。

当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当行が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当行が社債を除く債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当行が第三者の社債またはその他の債務のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、いずれの場合も当該債務の合計額(邦貨換算額)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、またはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の決定もしくは命令を受けたとき。

- (2) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当行は遅滞なく本社債の社債権者に公告する。
- (3) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息の支払期日から期限の利益喪失日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払が行えない場合には、当行は適用ある法令上支払うことが可能となり次第、本社債の社債権者に公告する。

#### 4 社債管理者の不設置

- (1) 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置しない。
- (2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。
- (3) 本(注)4(1)の規定にかかわらず、当行は社債管理者を設置せずに発行した本社債に関して、社債管理者を設置することができる。この場合、当行は、社債権者集会において、当該社債管理者との間で締結する社債管理委託契約を承認する旨の決議を得るものとする。

#### 5 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 6 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 7 社債要項の変更

本社債の社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 9 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、当行がこれを取扱う。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	54,600	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	7,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,400	
計		70,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当行は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社であるS M B C 日興証券株式会社の親法人等に該当する。当行及びS M B C 日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社である。当行は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

当行は、独立引受幹事の選定にあたり、大和証券株式会社は当行及び主幹会社と資本及び人的関係において独立性を有しており、また大和証券株式会社は引受業務の経験、主幹会社としての実績を多く有するとともに、社債に係る主幹会社の実績を多く有するなど、引受業務に十分な経験を有していること等を総合的に検討して決定している。

独立引受幹事は、幹事会社であるとともに、次のとおり主幹会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担っている。

発行価格等の決定にあたっては、主幹会社及び独立引受幹事との間で協議が行われること

独立引受幹事が、主幹会社が行った引受審査の内容または発行価格等の決定が不適切であると判断した場合は、引受けを行わないこととする旨の契約を締結しており、主幹会社及び独立引受幹事の協議にあたっては、独立引受幹事の意見も反映される仕組みとなっていること

独立引受幹事自身も引受審査を行うとともに、主幹会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行うこと

独立引受幹事が発行価格等の決定に関与し、その妥当性についても確認を行うこと

なお、独立引受幹事が当該役割を担ったことに伴う追加的な手数料等の支払はない。

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	株式会社三井住友銀行第62回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金25,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金25,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年2.401%
利払日	毎年4月24日及び10月24日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2026年10月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月24日及び10月24日に各その日までの前半が年分を支払う。 (2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2033年4月22日
償還の方法	1 償還金額 額面100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は2033年4月22日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。 (3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>本社債には以下の財務上の特約を付する。</p> <p>(1) 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第61回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第63回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 本欄(1)により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当行はR & IからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I:電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、以下の期限の利益喪失に関する特約を付する。

(1) 当行は、次の各場合本社債に関し期限の利益を失う。

当行が別記「利息支払の方法」欄1及び「償還の方法」欄2の規定に違背し、7日が経過してもこれを履行または解消できないとき。

当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当行が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当行が社債を除く債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当行が第三者の社債またはその他の債務のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、いずれの場合も当該債務の合計額(邦貨換算額)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、またはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の決定もしくは命令を受けたとき。

(2) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当行は遅滞なく本社債の社債権者に公告する。

(3) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息の支払期日から期限の利益喪失日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払が行えない場合には、当行は適用ある法令上支払うことが可能となり次第、本社債の社債権者に公告する。

#### 4 社債管理者の不設置

(1) 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置しない。

(2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。

(3) 本(注)4(1)の規定にかかわらず、当行は社債管理者を設置せずに発行した本社債に関して、社債管理者を設置することができる。この場合、当行は、社債権者集会において、当該社債管理者との間で締結する社債管理委託契約を承認する旨の決議を得るものとする。

#### 5 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 6 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 7 社債要項の変更

本社債の社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 9 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、当行がこれを取扱う。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 6 【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	19,500	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,500	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	500	
計		25,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当行は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社であるS M B C 日興証券株式会社の親法人等に該当する。当行及びS M B C 日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社である。当行は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。当行は、独立引受幹事の選定にあたり、大和証券株式会社は当行及び主幹会社と資本及び人的関係において独立性を有しており、また大和証券株式会社は引受業務の経験、主幹会社としての実績を多く有するとともに、社債に係る主幹会社の実績を多く有するなど、引受業務に十分な経験を有していること等を総合的に検討して決定している。

独立引受幹事は、幹事会社であるとともに、次のとおり主幹会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担っている。

発行価格等の決定にあたっては、主幹会社及び独立引受幹事との間で協議が行われること

独立引受幹事が、主幹会社が行った引受審査の内容または発行価格等の決定が不適切であると判断した場合は、引受けを行わないこととする旨の契約を締結しており、主幹会社及び独立引受幹事の協議にあたっては、独立引受幹事の意見も反映される仕組みとなっていること

独立引受幹事自身も引受審査を行うとともに、主幹会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行うこと

独立引受幹事が発行価格等の決定に関与し、その妥当性についても確認を行うこと

なお、独立引受幹事が当該役割を担ったことに伴う追加的な手数料等の支払はない。

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 7 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社三井住友銀行第63回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年2.798%
利払日	毎年4月24日及び10月24日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2026年10月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月24日及び10月24日に各その日までの前半が年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2036年4月24日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は2036年4月24日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が東京における銀行休業日にあたるときは、支払はその前営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年4月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年4月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付さず、また本社債のために特に留保される資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>本社債には以下の財務上の特約を付する。</p> <p>(1) 当行は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第61回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第62回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本社債のためにも同順位の担保権を設定する。</p> <p>(2) 本欄(1)により本社債のために担保権を設定する場合は、当行は直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当行はR & IからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R & I:電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当行はJCRからAAの信用格付を2026年4月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券は発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

本社債には、以下の期限の利益喪失に関する特約を付する。

(1) 当行は、次の各場合本社債に関し期限の利益を失う。

当行が別記「利息支払の方法」欄1及び「償還の方法」欄2の規定に違背し、7日が経過してもこれを履行または解消できないとき。

当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当行が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当行が社債を除く債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当行が第三者の社債またはその他の債務のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、いずれの場合も当該債務の合計額(邦貨換算額)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始もしくはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当行が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき、またはその他払込期日以降に施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の決定もしくは命令を受けたとき。

- (2) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した場合は、当行は遅滞なく本社債の社債権者に公告する。
- (3) 本(注)3(1)の規定により期限の利益を喪失した本社債は、直前の利息の支払期日から期限の利益喪失日までの経過利息を付して直ちに支払うものとする。なお、期限の利益を喪失した日に支払が行えない場合には、当行は適用ある法令上支払うことが可能となり次第、本社債の社債権者に公告する。

#### 4 社債管理者の不設置

- (1) 本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置しない。
- (2) 本社債に関し、財務代理人は設置しない。
- (3) 本(注)4(1)の規定にかかわらず、当行は社債管理者を設置せずに発行した本社債に関して、社債管理者を設置することができる。この場合、当行は、社債権者集会において、当該社債管理者との間で締結する社債管理委託契約を承認する旨の決議を得るものとする。

#### 5 公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当行の定款所定の方法によりこれを行う。

#### 6 社債要項の公示

当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 7 社債要項の変更

本社債の社債要項に定められた事項の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同じ種類の社債(以下「本同種社債」という。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、法令に別段の定めがある場合を除き、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本同種社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本同種社債総額(償還済みの額及び当行が有する本同種社債の金額の合計額を除く。)の10分の1以上にあたる社債権者は、社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 9 発行代理人及び支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、当行がこれを取扱う。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 8 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

## (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	15,600	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	400	
計		20,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当行は、金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹会社であるS M B C 日興証券株式会社の親法人等に該当する。当行及びS M B C 日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社である。当行は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、大和証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事がS M B C 日興証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じている。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。当行は、独立引受幹事の選定にあたり、大和証券株式会社は当行及び主幹会社と資本及び人的関係において独立性を有しており、また大和証券株式会社は引受業務の経験、主幹会社としての実績を多く有するとともに、社債に係る主幹会社の実績を多く有するなど、引受業務に十分な経験を有していること等を総合的に検討して決定している。

独立引受幹事は、幹事会社であるとともに、次のとおり主幹会社との協議や確認を行うなど発行価格等の決定に関与する役割を担っている。

発行価格等の決定にあたっては、主幹会社及び独立引受幹事との間で協議が行われること

独立引受幹事が、主幹会社が行った引受審査の内容または発行価格等の決定が不適切であると判断した場合は、引受けを行わないこととする旨の契約を締結しており、主幹会社及び独立引受幹事の協議にあたっては、独立引受幹事の意見も反映される仕組みとなっていること

独立引受幹事自身も引受審査を行うとともに、主幹会社が行った引受審査の妥当性についても確認を行うこと

独立引受幹事が発行価格等の決定に関与し、その妥当性についても確認を行うこと

なお、独立引受幹事が当該役割を担ったことに伴う追加的な手数料等の支払はない。

## (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 9 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
150,000	550	149,450

(注) 上記金額は、第60回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第61回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第62回無担保社債(社債間限定同順位特約付)及び第63回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

## (2) 【手取金の使途】

本社債の発行は、国内公募市場における中長期資金の安定的調達を目的としたものであり、上記の差引手取概算額149,450百万円は、有価証券取得等の長期的投資資金及び貸出金等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第22期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第23期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月28日関東財務局長に提出

3 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2025年7月23日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2025年9月30日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2025年11月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書または半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2026年4月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社三井住友銀行本店  
(東京都千代田区丸の内一丁目1番2号)

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし